



平成21年7月30日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 執行役財務総務担当 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

損倍賠償請求の判決に関するお知らせ

当社が提起しておりました損害賠償請求訴訟について、以下のとおり、平成21年7月30日付けで東京地方裁判所より判決が下りましたのでお知らせいたします。

1. 訴訟の提起から判決にいたるまでの経緯

当社は平成19年4月中旬から、被告株式会社デジットマスター（代表取締役 山本幸雄）（以下、「被告会社」という。）との間で、「オプティスパン株式会社の光ファイバー事業に関する営業権」（以下、「本件営業権」という。）の譲り受けに関する交渉を進めておりました。当社は、被告会社と話がまとまり、被告会社に対し、本件営業権の譲り受け代金3億5000万円を支払い、又、被告山本氏からの申し入れによりオプティスパン株式会社に対して6億円の融資を行いました。後日、被告会社は本件営業権を有していなかったことや、当社からオプティスパン株式会社行った融資6億円の内、5億2200万円を被告山本氏に引き出されている事実が判明いたしましたので、当社は東京地方裁判所に対し、本件営業権譲り受け代金と、オプティスパン株式会社に行った融資の内、被告山本氏に引き出された金銭について損害賠償請求の提訴を行い、本日、当社の主張が全面的に認められることとなり、判決にいたりました。

2. 訴訟の相手方

(1) 名称	山本 幸雄	株式会社デジットマスター
(2) 所在地	住所不明 (最後の住所) 東京都新宿区中井二丁目22番1号	住所不明 (最後の住所) 東京都港区高輪二丁目15番21号
(3) 代表者の 役職・氏名	山本 幸雄	山本 幸雄

3. 判決の内容

- ①被告らは、当社に対し、本件譲渡代金3億5000万円と、オプティスパン株式会社から引き出した5億2000万円、及び訴訟費用として3500万円の合計9億700万円を支払うこと。
- ②被告らは、上記の金額に対し、支払い済みまで民法所定年5分の遅延損害金を支払うこと。
- ③この判決は仮執行ができること。

4. 今後の見通し

上記の通り、当社の主張が認められ全面的な勝訴の形の判決をいただくこととなりましたが、上記記載のとおり被告らの住所は不明であり損害賠償金取り立てることや、仮執行を行う事が現段階では不確定でありますので、今後確定次第ご報告いたします。

以上